

平成29年度 認定こども園の保育料について(1号認定)

保育料は、原則として父母及び、児童と同一世帯に属し生計を一にしている父母以外の家計を主宰している扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の市町村民税課税額の合計額と児童の支給認定区分(1号認定)により、次のように定めています。

なお、保育料の算定基礎となる市町村民税所得割は、4月から8月までは平成28年度分、9月から3月までは平成29年度分の額となります。

○1号認定(教育標準時間認定・満3歳以上児)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の基準月額(円)		
階層区分	定義	1人目以降	2人目以降	3人目以降
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0		
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	3,000	1,500	0
C	C1 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 77,101 円未満の世帯	16,000	8,000	
	C2 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 77,101 円以上 211,201 円未満の世帯	17,000	8,500	
	C3 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 211,201 円以上の世帯	19,000	9,500	

1 市町村民税について

C階層における市町村民税所得割は、住宅借入金等特別控除及び外国税額控除等のいわゆる税額控除適用前の税額となります。

・ みなし寡婦(夫)控除

未婚の父又は母について、保育料の計算上、地方税法の寡婦(夫)控除を適用できます。

※要申請 (子育て支援課までお問い合わせください。)

2 児童の年齢について

満年齢により区分されます。

3 保育料の軽減について(※裏面の《保育料軽減のしくみ》と合わせてご確認ください)

・ 多子世帯

(1) 同一世帯において、小学校3年生以下の範囲に複数の児童が入所している場合、最年長の児童から順に2人目の保育料は基準月額の半額、3人目以降については無料となります。(しくみ①)

(2) 18歳未満(平成11年4月2日以降生まれ)の児童が世帯に3人以上いる場合、18歳未満の最年長の児童から順に数えて3人目以降の児童の保育料については無料となります。(しくみ②)

(軽減対象:階層区分 C2)

(3) 入園している児童が最年長の子どもから順に数えて2人目以降の児童の保育料は無料となります。

1人目が「生計を一にする」子どもであれば、年齢や同居しているかは問いません。(しくみ③)

(軽減対象:階層区分 BからC1)

- ・ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯
 - (1) B階層の世帯の保育料は無料となります。(しくみ①)
 - (2) 1人目の児童の保育料は基準月額から1,000円減額後半額、2人目以降は無料となります。(しくみ②)
- (軽減対象:階層区分 C1)**

4 月の途中での入退所児童の保育料について(入退所月分)

月の途中で入退所した場合における入退所月の保育料は、基準月額を次の算式で計算した日割額となります。なお、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

(1) 月途中で入所した場合

基準月額×その月の途中入所日からの開所日数(20日を超える場合は20日)÷20日

(2) 月途中で退所した場合

基準月額×その月の途中退所日までの開所日数(20日を超える場合は20日)÷20日

保育料の算定に必要な書類について

1 所得課税証明書

(1) 平成29年1月2日以降に七尾市に転入された方

平成28年1月1日に住民登録のあった住所地の「平成28年度(平成27年分)所得課税証明書」及び平成29年1月1日に住民登録のあった住所地の「平成29年度(平成28年分)所得課税証明書(平成29年度所得課税証明書の発行可能日は各市町村にお問い合わせください)」

(注意) 所得の状況を申告していない場合や、必要な書類(転入された方の税額証明等)の不備や提出が遅れた場合は、保育料を最高額に決定する場合があります。ご了承下さい。

2 身体障害者手帳等の写し

(身体・精神・療育手帳、特別児童扶養手当の証書、障害年金の証書のいずれか)

世帯員に身体障害者手帳等を交付されている者がいる場合

※上記についてのお問い合わせは

七尾市役所(ミナ.クル2階) 子育て支援課 保育支援グループ までお願いします。

TEL 0767-53-8419 FAX 0767-53-1052

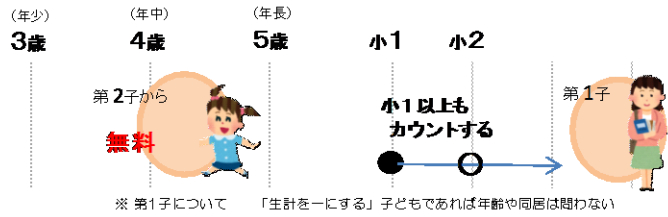
E-mail: kosodate@city.nanao.lg.jp

《保育料軽減のしくみ》

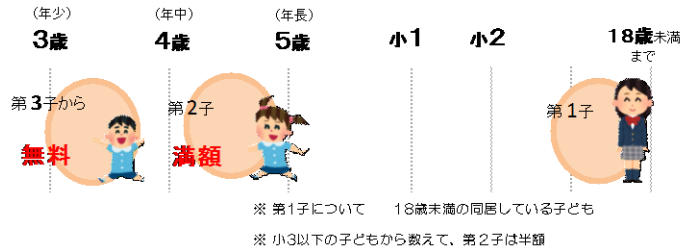
(1号認定)

多子世帯

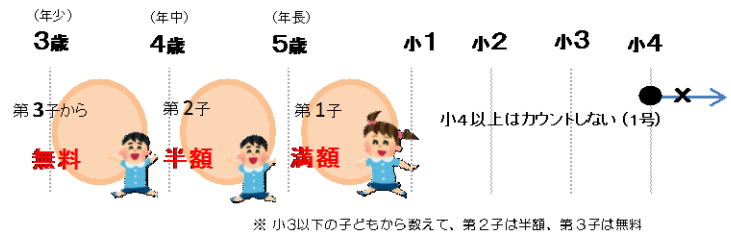
③ 市民税所得割合計が
(1号) 77,101円未満の世帯
(※階層BからC1に限る)



② 市民税所得割合計が
(1号) 77,101円以上211,201円未満
の世帯 (※階層C2に限る)

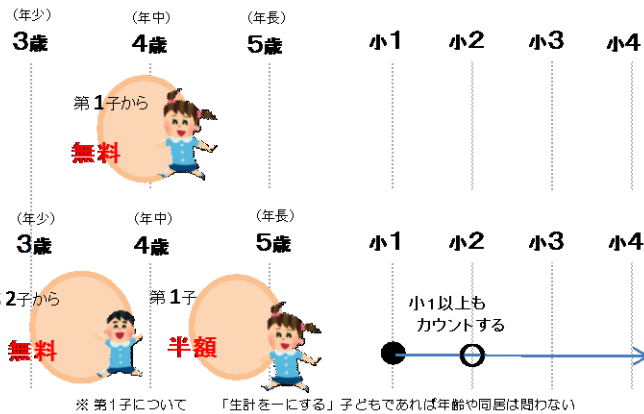


① 市民税所得割合計が
(1号) 211,201円以上の世帯で、
同時入園の場合

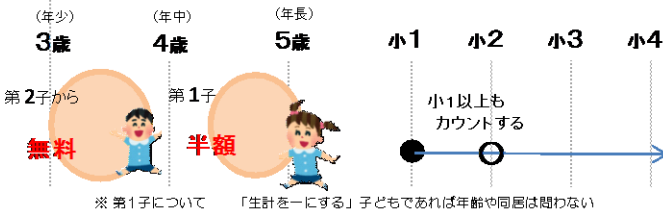


ひとり親世帯または 在宅障害児(者)のいる世帯

① 世帯の市民税が非課税 (※階層Bに限る)



② 市民税所得割合計が
77,101円未満の世帯
(※階層C1に限る)



② 市民税所得割合計が
(1号) 77,101円以上211,201円未満
の世帯 (※階層C2に限る)



① 市民税所得割合計が
(1号) 211,201円以上の世帯で、
同時入園の場合

